

令和6年5月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度5月総会を日置市日吉中央公民館2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 2 号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第 9 号 農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第10号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第11号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第12号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第13号 農用地利用集積計画審議について	(33件)
議案第14号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(47件)
議案第15号 令和5年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務 の実施状況の公表と令和6年度最適化活動の目標設定等審議	

〈 出席委員 〉 (19人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉦之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

24 番 有村 昭郎

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

会長 ただいまから、令和6年度5月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。

なお、農地利用最適化推進委員の(有村昭郎)委員から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「久保 聖子」委員と7番「荒木 信之」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。

番号1の農業委員会の取り扱い是非農地です。

なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 報告第2号の番号1について報告いたします。

令和6年5月2日、私と副の横山委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

現況地目は、宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第9号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 5頁の番号4です。この案件につきましては、譲受人が久保委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は600㎡、作物はネギです。

以上、計1件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第9号の番号4について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の有馬委員は、久保氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第9号の久保委員が関係する所有権移転の番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第9号の久保委員が関係する所有権移転の番号4の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

2番 [退席]

事務局 6ページの番号7です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は146,316㎡、作物は野菜です。

以上、計1件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

17番 議案第9号の番号7について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の田中宏和委員は、地頭所氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第9号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号7の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第9号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号7の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 議案第9号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 5ページから6ページの7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積 602㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 441㎡、作物は果樹です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 308㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,255㎡、作物はライムです。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は38,575㎡、作物はソバです。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 804㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,626㎡、作物は水稻です。
以上、計7件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第9号の番号1について報告いたします。

令和6年5月22日、私と正の奥会長は、新村氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第9号の番号2について報告いたします。

令和6年5月27日、私と副の今屋委員は、宮下氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第9号の番号3について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第9号の番号5について報告いたします。

令和6年5月22日、私と副の黒葛委員は、吉元氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第9号の番号6について報告いたします。

令和6年5月21日、私と副の永野委員は、外山氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第9号の番号8について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の梅本委員は、井之上氏の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第9号の番号9について報告いたします。

令和6年5月25日、私と副の梅本委員は、有島氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第9号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第9号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第9号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第10号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料17頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、駐車場です。

なお、既に、転用済みのため始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 議案第10号の番号1について報告いたします。

令和6年5月24日、私と副の梅本委員は、中島氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第10号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第10号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第10号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第11号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 20頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。あわせて、市の土地利用協議対象です。

番号2の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号5の転用目的は、店舗、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号6の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

番号7の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、車庫、倉庫、通路、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

以上、8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第11号の番号1について報告いたします。

令和6年5月22日、私と副の池田委員は、飯野氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第11号の番号2について報告いたします。

令和6年5月21日、私と副の池田委員は、申請人の岡行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、北側に住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にあることから第3種農地の「市街地内農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 続いて、議案第11号の番号3について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の満尾委員は、益満氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第11号の番号4について報告いたします。

令和6年5月21日、私と副の榎園委員は、岡行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.06haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第11号の番号5について報告いたします。

令和6年5月24日、私と副の榎園委員は、中島氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、平成7年度から平成11年度にかけて団体営土地改良総合整備事業（下谷口地区）により整備された地域ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから第3種農地の「市街地内農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第11号の番号6について報告いたします。

令和6年5月23日、私と副の田中委員は、堀之内行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、市役所吹上支所から約300mより遠く約500m以内に位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第11号の番号7について報告いたします。

令和6年5月21日、私と副の山口委員は、岡氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第11号の番号8について報告いたします。

令和6年5月21日、私と副の山口委員は、中島氏の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.06haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第11号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第11号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第11号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第12号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31頁をご覧ください。議案第12号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

番号1 東市来町湯田4301番 登記地目は畑、登記面積は 347㎡です。

番号2 東市来町湯田4302番 登記地目は畑、登記面積は 1,277㎡です。

番号3 東市来町湯田4304番1 登記地目は畑、登記面積は 3,582㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、3筆とも「山林」と判断しました。

以上畑3筆、合計面積 5,206㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第12号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第13号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。34頁の番号3になります。贈与です。

面積について、田が 2,214㎡、計 2,214㎡、作物は水稻です。

次に利用権設定分です。39頁の番号16、40頁の番号23、番号24、41頁の番号25から27までです。貸借です。

この案件につきましては、委員本人分及び借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は 4,626㎡、畑は 1,967㎡、計 6,593㎡、うち再設定面積は 6,593㎡、利用権設定件数は6件、うち再設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号3及び利用権設定の番号16、23から27の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第13号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号3及び利用権設定の番号16、23から27の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34項の所有権移転分の番号4です。売買です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は 1,944㎡、計 1,944㎡、作物は水稻です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の横山委員が関係する所有権移転の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第13号の横山委員が関係する所有権移転の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 36項の利用権設定分の番号3です。貸借です。

面積について、田が 462㎡、計 462㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の重水委員が関係する利用権設定の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第13号の重水委員が関係する利用権設定の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着 席]

会長 次に、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37項の利用権設定分の番号7、番号8です。貸借です。

面積について、畑が 2,550㎡、計 2,550㎡、うち再設定面積は 2,550㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の下池委員が関係する利用権設定の番号7、8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第7号の下池委員が関係する利用権設定の番号7、8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37項の利用権設定分の番号9、番号10、38頁の番号13です。貸借です。

面積について、田が 8,233㎡、計 8,233㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の中玉利委員が関係する利用権設定の番号9、10、13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第13号の中玉利委員が関係する利用権設定の番号9、10、13の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着 席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39項の利用権設定分の番号18、番号19、40頁の番号20です。貸借です。

面積について、田が 2,940㎡、計 2,940㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第13号の西園委員が関係する利用権設定の番号18から20の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第13号の西園委員が関係する利用権設定の番号18から20の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着 席]

会長 議案第13号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。34頁から35頁の4件です。

番号1について売買です。面積は、畑が226㎡、計226㎡、作物はお茶です。

番号2について贈与です。面積は、田が78㎡、計78㎡、作物は飼料です。

番号5について売買です。面積は、畑が705㎡、計705㎡、作物はお茶です。

番号6について売買です。面積は、畑が429㎡、計429㎡、作物は甘藷です。

次に利用権設定分です。資料の36～41頁です。貸借です。

面積について、田は14,331㎡、畑は12,251㎡、計26,582㎡、うち再設定面積は11,924㎡、利用権設定件数は12件、うち再設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第13号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 質疑等ございませんので、議案第 号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第13号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第14号 「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

楠真憲委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の農地中間管理事業分の番号3です。貸借です。

面積について、田が469㎡、計469㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第14号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第14号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着 席]

会長 それでは、時刻の方が10時となりましたので、ここで10分間の休憩といたします。

(再開)

会長 議案第14号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43項から47項です。貸借です。

面積について、田が 7,956㎡、畑が32,290㎡、計40,246㎡、利用権設定件数は46件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第14号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [「賛成多数」]

会長 賛成多数です。議案第14号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第15号 「令和5年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和6年度最適化活動の目標設定等審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の48頁からになります。

この案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、「毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である令和5年度の1月総会においてご承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいての各年度計画となります。

主な点のみ簡潔に説明させていただきます。

49頁をお開きください。

初めに、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についてです。こちらは昨年の5月総会時に、ご承認いただいた目標に対する実施状況となります。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」の数値等については、昨年の5月総会時に承認いただいた数値ですのでお目通しください。

次に、50頁の「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の【農業委員会の実績及び点検・評価結果】で、「1 最適化活動の成果目標」の「③実績」についてです。上の段の「②目標」の新規集積面積69.7haに対しまして、実績は41haとなりました。また5年度末の集積面積（累計）は、1,385haとなりました。

次に「（2）遊休農地の発生防止・解消」についてです。51頁の上の段の「③実績」の「ア 既存遊休農地の解消」についてですが、「a 緑区分の遊休農地の解消」の下の方角枠内のところですが「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は14.3haで「今年度の目標に対する達成状況」は65.3%と記入がありますが33.3%の間違いでありました。大変申し訳ございません。

また、「b 黄区分の遊休農地の解消」はございませんでした。また、その下の「イ 新規発生遊休農地の解消」についてですが、解消実績面積は4haでした。

次に「（3）新規参入の促進」についてですが、令和5年度の新規参入者はございませんでした。

次に、52頁の「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「（2）活動強化月間の設定」については、ほぼ計画通りの実績となっております。また、53頁の「新規参入相談会への参加」についてですが、参加人数3人に対しまして、1人となっております。

また、一番下の「推進委員等の点検・評価結果」については、半分以上の方が10日／月の活動目標に対しまして、10日／月を下回っていたため、表のとおり一番下の「目標に対して期待を（やや）下回る結果」

となりました。

ですので、今年度は10日／月、年間 120日を目標に活動をお願いいたします。

農業会議からも、「自分の圃場に向かう途中、〇〇付近の圃場に異常がないことを確認した」との活動記録でもカウントするとのことでしたので、今後はご自分の圃場に行く機会も増えてきていると思いますので、活動記録の方への記入をよろしくお願いします。

続きまして、55頁からの「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

「1 農業委員会の現在の体制」、「2 農家・農地等の概要」の農家数・農業者数・認定農業者等の経営体数については、お目通しください。

その下の耕地面積につきましては、田が 1,290ha、畑が 1,310ha、合計 2,610haとなっておりますが、本来なら田・畑を合わせると 2,600haとなり、合計面積に誤差がありますが、こちらの数値については、国の示している数値であり、県にも確認をしたところ、四捨五入の関係で、このようになっているとのことでありました。

次に56頁の「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「②目標」について、「今年度の新規集積面積」が県の指標の73.3haとしてあります。

次に(2)の「遊休農地の解消」でございます。

既存の遊休農地の解消でございますが、令和3年度の遊休農地面積213.6haの1／5である42.7haといたしております。

また、ページ一番下の「イ 新規発生遊休農地の解消」につきましては、令和5年度で新たに発生した遊休農地15.2haといたしております。

次に57頁の「2 最適化活動の活動目標」でございます。

最適化交付金の実施要項に基づきまして、活動日数目標の月10日であることから、昨年度に引き続き月10日以上活動日数を目標といたしました。

次に「(2)活動強化月間の設定目標」でございます。

活動強化月間については、取り組み項目を3ヵ月以上設定することとなっております。

1番目の取組時期「4月」、取組項目「農地の集積」としまして、すでに4月から地域計画の話し合い活動が始まっているため目標設定としております。2番目は10月に「遊休農地の解消」としまして、農地の利用意向調査による遊休農地の解消、3番目は11月に「農地の集積」としまして「貸したい・借りたい」総点検の実施を、目標設定といたしました。

次に(3)「新規参入相談会の参加目標」でございます。

例年開催されております「かごしま就農・就業相談会」に、3名以上参加していただき、新規就農につながる取組として目標を設定いたしました。なお、「かごしま就農・就業相談会」は例年1月に開催されておりましたが、今年は8月に開催とのことです。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございました。議案第15号「令和5年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の事務実施状況の公表と6年度最適化活動の目標の設定等審議」の説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第15号について、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和6年度5月総会を閉会します。

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和 俊

6 番

久保聖子

7 番

荒木 信 之

